

# 第 11 次湖南省交通安全計画（素案）の概要

## 第 11 次湖南省交通安全計画について

1. 位置づけ  
交通安全対策基本法第 26 条第 1 項により、湖南省交通安全対策会議が第 11 次滋賀県交通安全計画に基づき定める、市の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱。
2. 期間  
令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
3. 課題  
交通事故死者数に占める高齢者の割合が多い 過去 5 年間で 75% (県: 49.4%)  
歩行中・自転車乗用中の事故の割合が増加 過去 5 年間で 17.3% 25.4%  
追突、出会い頭事故が多い 令和 2 年で 77.6% (県 62.3%)  
飲酒運転による交通事故の根絶未達 過去 5 年間で 8 件

## 基本理念

～交通事故のない  
安全・安心な湖南省を目指して～

「人優先」の交通安全思想に基づき、市民が安全で安心して暮らすことができ、移動することができる社会を目指す。

## 主な安全施策

1. 道路交通環境の整備
  - ＋人優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - ＋通学路等における交通安全の確保
  - ＋高齢者等の移動手段の確保・充実
  - ＋自転車利用環境の総合的整備
2. 交通安全思想の普及徹底
  - ＋段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (幼児から高齢者、障がい者、外国人)
  - ＋交通安全に関する普及啓発活動の推進 (横断歩道利用者ファースト運動、自転車の安全利用、全席シートベルト着用、飲酒運転の根絶等)
3. 安全運転の確保
  - ＋運転者に対する教育 (高齢運転者対策の充実)
  - ＋シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用の徹底
  - ＋安全運転管理の推進 (事業所等)
4. 車両の安全性の確保
  - ＋自動車の検査および点検整備の充実および不正改造車の排除
  - ＋自転車の安全性の確保 (点検整備、保険加入)
5. 道路交通秩序の維持
  - ＋交通の指導取締り強化 (通学路等の生活道路における子ども・高齢者等保護、飲酒運転・妨害運転等)
  - ＋暴走族等対策の推進
6. 救助・救急活動の充実
  - ＋救助・救急体制の整備
  - ＋応急手当の知識・実技の普及啓発活動の推進
7. 被害者支援の充実と推進
  - ＋損害賠償の請求についての援助
  - ＋交通事故被害者支援の充実強化
  - ＋自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底

## 基本的な考え方

### 道路交通事故のない湖南省を目指して

人命尊重の理念に立ち、交通事故およびこれによる死傷者根絶をめざす立場から、高齢化や国際化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に対応した安全対策を講じていく。

このような観点から次の 3 つの柱において、適切かつ効果的な施策を市民の理解と協力のもとに推進。

人優先の交通安全思想  
交通社会に対する安全対策  
参加・協働型の交通安全活動の推進

## 目標

年間の 24 時間死者数を「0 人」にする。  
年間の交通事故重傷者数を「10 人以下」にする。

## 対策を進める重点

### 高齢者および子どもの安全確保

- ・高齢者や子どもが安心して外出や移動ができるよう、それぞれの交通手段に応じた交通安全対策を、医療機関や福祉施設、高齢者団体や地域と連携して実施。
- ・高齢運転者に対して、運転免許の自主的な返納を促すための対策を実施。

### 歩行者および自転車の安全確保

- ・歩行者優先の考えの下、生活道路等において歩行者の安全確保対策を推進する。
- ・自転車が被害者となるだけでなく、加害者となる事故も防止するため、交通安全教育の一層の充実を図る。

### 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保

- ・地域の実態に応じた道路交通環境の整備、維持管理を図る。
- ・生活道路や交差点での安全行動の実践について啓発。
- ・関係機関と連携し、危険個所の改良や交通規制を働きかける。

### 地域ぐるみの交通安全対策の推進

- ・地域住民自らが交通安全への関心を高め、行政、関係団体との協働により地域に根ざした対策を推進。

## 道路交通の安全

## 踏切道における交通の安全

### 踏切事故のない湖南省を目指して

踏切道の安全対策について、鉄道事業者等と協力し、積極的に推進することで、踏切事故の発生しない湖南省を目指す。

踏切事故ゼロを目指す。

### それぞれの踏切の状況等を踏まえた効果的対策の推進

- ・歩行者保護の観点から、踏切道の構造の改良や保安設備の整備等、より効果的な交通安全対策を推進する

1. 踏切道の構造の改良促進
  - ＋事故防止効果の高い構造への改良 (歩行者等保護)
2. 踏切保安設備の整備
  - ＋全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化 (高齢者等の歩行者対策)
3. その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
  - ＋広報啓発による安全意識の向上、緊急措置の周知徹底